

【公印省略】

令和2年5月20日

保護者各位

宗像市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に対応した宗像市立小学校、中学校、
義務教育学校における教育活動の再開等に関するQ&Aの配付について

保護者の皆様におかれましては、宗像市立学校の臨時休業に伴い、家庭における学習支援や感染症予防に努めていただいておりますことにお礼申し上げます。

さて、宗像市立学校は、先に通知した通り、本日から3日間の分散登校期間を経て、令和2年5月25日（月）から、通常の教育活動を再開することといたしました。

学校の再開にあたり、「新型コロナウイルス感染症に対応した宗像市立小学校、中学校、義務教育学校における教育活動の再開等に関するQ&A」を作成しましたのでお知らせいたします。保護者の皆様におかれましては、本文書をご一読いただくとともに、学校の教育活動の推進に向けて、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この度配布した「新型コロナウイルス感染症に対応した宗像市立小学校、中学校、義務教育学校における教育活動の再開等に関するQ&A」は、令和2年5月19日時点におけるものであり、国や県の動向、本市における感染状況等に応じて、適宜改訂を行っていくものであることを申し添えます。改訂を行った場合には、宗像市のホームページに改訂版を掲載いたしますのでご参照ください。

【問い合わせ先】

宗像市教育委員会 教育政策課

電話：0940-36-5099 FAX：0940-37-1525

新型コロナウイルス感染症に対応した宗像市立小学校，中学校，
義務教育学校における教育活動の再開等に関するQ & A

(令和2年5月19日時点)

Q1 学校の再開は、いつからになりますか。

令和2年5月19日(月)時点で、令和2年5月25日(月)から、宗像市立学校の全面開校を予定しています。
また、給食は6月1日(月)以降に開始する予定です。

なお、5月20日(水)から5月22日(金)は学校再開に向けた期間として、分散登校を予定しています。学
校再開に関しましては、3つの密を発生しないような配慮や、感染防止に関する指導を行います。

Q2 夏休みなどの長期休業日は短縮されますか。

授業時間の確保だけでなく、児童生徒の負担等を考慮し、宗像市立学校における令和2年度の各学期の始
業日、終業(修了)日は、原則として次のとおりとします。

1学期始業日：5月25日(月)	1学期終業日：8月4日(火)小学校 8月7日(金)中学校
2学期始業日：8月19日(水)	2学期終業日：12月24日(木)
3学期始業日：1月6日(水)	3学期修了日：3月24日(水)

Q3 子どもの学力低下が心配です。臨時休業等に伴う児童生徒の学習の遅れについて、どのように
対応しますか？

臨時休業中、児童生徒が各家庭で教科書を用いた予習学習(家庭学習)を行ってきました。これからは予習
を習慣化して、学習効果を高めます。また、登校再開後には、学校において、しっかりと学習内容の定着を確認し、
補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じたり、学習内容の定着
が不十分な児童生徒に対しては、追加の課題を課したりするなどの対応をしていきます。

Q4 学校再開後、学校では「3密」にならないようにするため、どのような取組を行いますか。

3つの条件(換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声する密接場面)が重なった
り、1つ1つの条件が発生したりしないよう配慮します。

例えば、換気については、できる限り授業中も窓を開け、換気を行います。また、定期的に校内放送で換気
を呼びかける等の工夫を行います。

また、各学校で子どもたちへマスクの着用や手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染症対策の指導を徹
底するとともに、授業時間に管理職等が「3密」が生じていないか定期的に校内巡視も行います。

Q5 マスクを着けていない子どもを見かけますが、マスクは着けなくてもいいのでしょうか。

会話や発声が多い学校においては、飛沫感染を防ぐため、マスク着用の指導を徹底します。マスクは、基本的には、各ご家庭でご用意ください。今後、国から各学校へ送付される布製マスクを、児童生徒に1人2枚ずつ配布する予定です。また、市販のマスクが入手困難な場合は、手作りマスクの作成をお願いします。なお、手作りマスクの作成方法は、子どもの学び応援サイト等を参考にしてください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

Q6 家庭では、どのような健康観察を行えばよいですか。また学校では、どのような健康管理を行いますか。

家庭においては、学校再開後も登校前に体温や健康状態の確認をお願いします。登校前に発熱等の症状が確認された場合は、登校させず自宅で休養させてください。その場合、学校では「欠席」ではなく、「出席停止」として対応します。また、症状はないものの学校に通わせること自体に不安を感じられる場合は、学校に相談してください。

学校では、朝だけでなく、定期的な健康観察を行うことで、児童生徒の健康状態を把握します。また、授業中においても体調を崩した児童生徒がいないか注意を払います。体調を崩したり、体温が高かったりする場合は、保健室等の別室で待機させ、保護者の方に連絡しますので、至急のお迎えをお願いします。

※今後、教育委員会が非接触体温計を購入し、学校に配備する予定です。

Q7 児童生徒本人に感染の疑いがある場合、どう対応したらいいですか。

まずは、速やかに学校に連絡してください。感染の疑いがある場合には、自宅で休養させてください。次の症状がある場合は、(1)(2)を目安に、かかりつけ医や「帰国者・接触者相談センター」(0940-36-6098)に相談してください。

(1) 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

(2) 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

※基礎疾患等がある児童生徒は、上の状態が2日程度続く場合

Q8 児童生徒や教職員に新型コロナウイルス感染症が確認された場合、どのような対応がなされますか。また、保護者に感染症が確認された場合はどのような対応がなされますか。

児童生徒が感染した場合は、治癒するまで出席停止となります。児童生徒または教職員の感染が1名以上判明した場合は、臨時休業となります。学校内の児童生徒等の中に濃厚接触者が特定された場合(※1)には、感染者と最後に濃厚接触した日から2週間、出席停止となります。

また、保護者に感染症が確認され、児童生徒が濃厚接触者と認められた場合も同様に出席停止となります。いずれの場合も、速やかに学校に連絡をお願いします。

※1 濃厚接触者であることの特定は保健所が行います。

Q9 登下校をする時には、どのようなことに気をつけるとよいですか。

登下校時にも、マスクを着用し、一緒に登下校する友達と適切な空間を確保することが大切です。ただし、一人で登校することは、安全上の問題もありますので、できるだけ複数の人数で登校するようにお願いします。家に着いた時には必ず手を洗うことを徹底してください。

Q10 給食における衛生面の確保について、どのような対応をされますか。

給食時間においても各教室で、毎回の給食時間に児童生徒の体調を把握し、マスク、エプロンの着用、衛生的な服装や手指の確実な洗浄についても、担任等が指導します。また、給食当番以外の児童生徒も給食前に石けんや流水による手洗いの徹底を図ります。

会食に当たっては、飛沫しないよう例えば、机を向い合せにしない、食事中会話を控えるなどの対応を行います。配膳台は、アルコール等でこまめに消毒・殺菌します。

エプロン等は、衛生面確保のため、ご家庭での洗濯の協力をお願いします。

Q11 部活動は実施されますか。また、実施される場合にはどのような配慮をしますか。

学校再開後、給食が実施される予定の6月1日(月)より、段階的に部活動を開始する予定です。

なお、部活動を実施する場合は、3つの密が重なることがないように、実施場所、実施時間、実施方法等を工夫して実施するとともに、使用する用具等については、使用前に消毒を行い、生徒間で不必要に使い回しをしないようにします。また、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒のけがの防止には十分留意して実施します。

Q12 中体連大会や文化部のコンクール等、対外的な行事はどうなりますか。

今後、中体連大会や文化部のコンクールの実施については、主催者において感染状況等を踏まえた上で、慎重に判断されます。(現時点では、全国大会、九州大会、県大会、筑前地区大会の中止が決定しています)

仮に、大会に参加する場合は、会場における感染防止対策が十分になされていることを学校が責任を持って確認することとしています。

対外試合や校外での活動についても、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみでこれらの実施や参加を決定するのではなく、学校として責任を持って実施や参加の必要性を判断するとともに、仮に実施や参加する場合は、大会参加と同様に感染防止対策を講じることとなっています。

Q13 感染者、濃厚接触者、医療従事者等の家族への偏見や差別が心配です。学校では、どのような指導をされるのでしょうか。

感染者、濃厚接触者、医療従事者等やその家族に対する偏見や差別につながる行為は断じて許されるものではありません。学校では、児童生徒の発達段階に応じて新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、偏見や差別につながる行為をしない、許さないという人権感覚を身に付けるように指導を行います。